

改正

令和4年4月8日告示第27号

新規就漁者支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、地域産業の重要な柱を担う漁業を志す者の就漁活動を支援するために行う新規就漁者支援対策事業（以下「事業」という。）の実施に関し必要な事項を定め、予算の範囲内で、野田村補助金交付規則（昭和43年野田村規則第5号。以下「規則」という。）及びこの要綱により補助金を交付する。

(基本方針)

第2 事業は、村の水産振興の中核となる担い手の確保及び育成を図ることを目的として、新規就漁者の安定した漁業経営とゆとりある生活基盤の確立を支援するため実施するものとする。

(定義)

第3 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 就漁 収入の大半を漁業に求めるために漁業に就くことをいう。
- (2) 新規就漁者 新たに就漁した者をいう。
- (3) 地域再生営漁計画 漁業者が中心となって、水産物の安定生産供給及び漁場の適切な管理並びに担い手の確保育成などについて、村内の漁業協同組合（以下「漁業協同組合」という。）が策定した計画をいう。
- (4) 雇用就漁型 自営の個人（親元を含む。）から就漁の対価として報酬を得る型をいう。
- (5) 自営就漁型 就漁の対価の有無にかかわらず、独立を目標として、漁業に就く型（親元での就漁を含む。）をいう。
- (6) 営漁実習支援者 新規就漁者に対し、漁業技術及び経営の指導を実施する個人（漁業協同組合の正組合員の資格を有する者に限る。）又は漁業団体（漁業協同組合に所属する漁業団体に限る。）をいう。ただし、新規就漁者の直系尊属を除く。

(補助金の交付対象者)

第4 補助金の交付対象者（以下「事業実施主体」という。）は、地域再生営漁計画を策定した村内の漁業協同組合とする。

(事業の対象者)

第5 事業の対象となる新規就漁者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 村内に住所を有する者、若しくは村外からの転入者で、引き続き村内に居住し、かつ5年間以上村内で就漁すると認められる者
- (2) 申請時点において、満55歳に達していない者
- (3) 国又は他の地方公共団体等が実施する漁業者育成に関する補助金等の対象になっていない者
- (4) 村が実施する漁業担い手育成関係事業に参画する意欲を有する者
- (5) 申請時点において、村税、国民健康保険税、介護保険料その他村に対する債務を滞納していない者

2 前項にかかわらず、特に支援が必要と村長が認めた者は、事業の対象者とする。

(研修)

第6 自営就漁型の者は、親元で就漁する場合を除き、原則、営漁実習支援者から漁業研修を受けるものとする。ただし、研修期間は1年以内とする。

2 研修を受け入れる営漁実習支援者は、新規就漁者研修受入承諾書(様式第3号)を事業実施主体に提出する。

(支援措置)

第7 村は、必要に応じて次の支援措置を講ずるものとする。ただし、1人の新規就漁者につき3年間を限度とする。

(1) 新規就漁者に対する新規就漁補助金の支給等

ア 新規就漁補助金(1人あたり月額)

	雇用就漁型	自営就漁型
初年次	100,000円	100,000円
2年次	—	80,000円
3年次	—	50,000円

イ 家賃の助成 借家に限り、新規就漁補助金の支給期間を上限に、月額1万5,000円を限度とし家賃月額の2分の1に相当する額を助成する。ただし、他の補助金等の対象となっている場合を除く。

(2) 営漁実習支援者補助金の支給

第6に規定する新規就漁者の研修を受け入れた営漁実習支援者に対して、研修期間を上限に

営漁実習支援者補助金を交付する。ただし、支援する新規就漁者の数に係わらず月額5万円を限度とする。

- 2 就漁型を移行する場合の支給は、雇用就漁型から自営就漁型に期間を空けず移行する場合に限り対象とする。この場合の支給額は、移行元の受給期間を除いた移行先の支給対象期間に対応した額とする。この場合、第6第1項は適用しない。
- 3 支給期間は、交付決定のあった月から起算する。
- 4 事業実施主体からの申請は、各年度の支給対象期間に応じ、各年度に行う。
- 5 事業実施主体は、漁業技術及び経営の指導並びに資機材導入制度等の指導及び助言をするものとする。

(事業の認定申請)

第8 事業の認定を受けようとする事業実施主体は、新規就漁者支援対策事業認定申請書(様式第1号。以下「認定申請書」という。)に関係書類を添えて、村長に提出するものとする。

(事業の認定等)

第9 村長は、第8の規定により提出された認定申請書について、必要な指導、調整を行うとともに、事業の認定の可否を決定するものとする。

- 2 村長は、前項の規定により事業の認定を行ったときは、新規就漁者支援対策事業認定書(様式第2号。以下「認定書」という。)を申請者に交付し、認定をしなかったときはその旨を申請者に通知するものとする。

(認定の取消し及び補助金の返還)

第10 村長は、事業実施主体が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消し、補助金等の一部又は全部の返還を命ずることができるものとする。

- (1) 申請に不正があったことが判明したとき。
- (2) この要綱の条項に違反したとき。
- (3) 事業の推進上支障があると村長が判断したとき。

(前金払い)

第11 補助金の前金払いを請求するときは、新規就漁者支援補助金前金払請求書(様式第9号)に村長が必要と認める書類を添えて、村長に提出しなければならない。

- 2 前金払いは当該年度の補助額の9割以内又は半年分のいずれか低い額とする。

(提出書類及び提出期日)

第12 規則に定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は別表のとおりとする。

(補則)

第13 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、村長が別に定める。

別表 (第12関係)

条項	提出書類及び添付書類	様式	提出期限
規則第4条の規定による書類	新規就漁者支援補助金申請書 1 認定申請書及び認定書の写し 2 居住する場所及び賃料がわかる書類 (家賃助成を受けようとする場合) 3 その他村長が必要と認める書類	第4号	事業認定後15日以内
規則第6条の規定による書類	新規就漁者支援補助金変更 (中止) 承認申請書 1 その他村長が必要と認める書類	第5号	当該事業の変更の生じた日から15日以内
規則第13条の規定による書類	新規就漁者支援補助金請求書 1 活動証明書 2 活動日誌 3 その他村長が必要と認める書類	第6号 第7号 第8号	事業完了後15日以内。ただし当該年度末以内とする。

野田村長 様

（事業実施主体）
申請者 住所
氏名

印

新規就漁者支援対策事業認定申請書（雇用就漁型）

標記事業の認定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 就漁者及び構成世帯員等の状況

就漁者	氏名		生年 月日	年 月 日	年齢	歳	性別	男 女
	現住所				職業			
世帯員等	氏名	続柄	年齢	職業	現住所			
就漁を希望する理由								
就漁形態（種目）								
漁業協同組合の意見								

添付書類：就漁状況が分かる資料、その他必要書類

新規就漁者支援対策事業認定申請書（自営就漁型）

年 月 日

野田村長 様

（事業実施主体）
申請者 住所
氏名

印

新規就漁者支援対策事業認定申請書（自営就漁型）

標記事業の認定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 就漁者及び構成世帯員等の状況

就漁者	氏名		生年 月日	年 月 日	年齢	歳	性別	男 女
	現住所				職業			
世帯員等	氏 名	続柄	年齢	職 業	現 住 所			
就漁を希望する理由								
その他の資産等及び その他参考事項					住居の 有 無	有 無		
預貯金・（借入金）		（ ）						

添付書類：履歴書、資産証明書、研修受入承諾書その他必要書類

様式第2号（第9関係）

第 年 月 日

様

新規就漁者支援対策事業認定書
新規就漁者支援対策事業の就漁者に認定します。

野田村長

印

1 補助金額 円
2 支援策 円

様式第3号（第6関係）

年 月 日

新規就漁者研修受入承諾書

（事業実施主体） 様

私は、新規就漁者支援補助金交付要綱に基づき、新規就漁者の漁業研修を受け入れることを承諾します。

研修受入漁家
住所
氏名

様式第4号（別表関係）

年 月 日

野田村長 様

（事業実施主体）
所在地
名称
代表者

年度新規就漁者支援補助金申請書

年度の新規就漁者支援補助金の交付を受けたいので、野田村補助金交付規則により、関係書類を添えて、次のとおり補助金の交付を申請します。

金 円

内訳

- 1 新規就漁に係る経費 円
- 2 家賃に係る経費 円
- 3 就漁実習支援に係る経費 円

添付書類

- 1 認定申請書及び認定書の写し
- 2 新規就漁者の居住地及び家賃額が分る書類

様式第5号（別表関係）

年 月 日

野田村長 様

（事業実施主体）
所在地
名称
代表者

年度新規就漁者支援補助金変更（中止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあったことについて、次のとおり変更（中止）したいので、野田村補助金交付規則により、関係書類を添えて承認を受けたく申請します。

理由

（注） 添付書類は、変更前後を比較できるように、変更前を括弧書きで併記すること。

野田村長 様

(事業実施主体)

所在地

名称

代表者

年度新規就漁者支援補助金請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあったことについて、野田村補助金交付規則により、関係書類を添えて、次のとおり補助金を請求します。

金 円

内訳

- 1 新規就漁に係る経費 円
- 2 家賃に係る経費 円
- 3 就漁実習支援に係る経費 円

添付書類

- 1 活動証明書 (様式第7号)
- 2 活動日誌 (様式第8号)

様式第7号 (第6条関係)

活 動 証 明 書

野田村長 様

新規就漁者 住所
氏名

上記の者は、 年度において貴村認定の就漁計画に従った活動を真摯に実施したことを正に証明します。

年 月 日

(事業実施主体)

職
住所
氏名

印

様式第8号 (別表関係)

活動日誌

年 月分

日	曜日	活動概要

研修受入漁家指導内容

--

年 月 日
 研修受入漁家
 氏名

※研修受入漁家の確認は、毎月1日に前月分について行うこと。

様式第9号 (第11関係)

年 月 日

野田村長 様

所在地
 名 称
 代表者

年度新規就漁者支援補助金前金払請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあったことについて、要綱第11に基づき、次のとおり補助金の前金払いを請求します。

前金払請求額 円
 交付決定額 円
 残 額 円